平成２４年（フ）第４８１７号
大阪府門真市舟田町６番28号
債務者　辻　　宏
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４８２７号
大阪市旭区千林１丁目１番１号　小倉マンション107
債務者　谷永　宗純
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４８２８号
大阪市城東区今福西４丁目１番12号　ルナ今福21―201号
債務者　石井　春子
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３９０号
沖縄県豊見城市字高安596番地２　長嶺アパートＡ―201号
債務者　平良ちあき
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第３９１号
沖縄県豊見城市字高安596番地２　長嶺アパートＡ―201号
債務者　平良　三季
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第４６３号
仙台市宮城野区平成１丁目20番８号、従前の住所仙台市青葉区みやぎ台２丁目26番12号
債務者　早坂　勝光
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第６０６号
宮城県宮城郡利府町神谷沢字南沢１番地227コーポ南沢102号
債務者　佐藤　昌江
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第６４８号
仙台市青葉区中山２丁目１番23号　サンシャイン中山202
債務者　菊地　裕子
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第９４号
茨城県北茨城市中郷町石岡110番地16サンコーポラス中郷２棟401号
債務者　伊藤小百合
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで　水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第９７号
茨城県日立市大沼町１丁目19番15―103号
債務者　渡辺　節子
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで　水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第２５１号
岐阜県瑞穂市穂積946番地１　松井ビル１―２号
債務者　河合　昌子（旧姓佐藤・兼定）
1　決定年月日時　平成24年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで　岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第２５７号
岐阜市上土居１丁目８番４号　サンビレッジ長良ⅡＣ棟106号室
債務者　上野　和彦
1　決定年月日時　平成24年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで　岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第２６２号
岐阜県各務原市鵜沼大伊木町３丁目20番地２
債務者　ケイエヌコーポレーションこと　岡元　謙治
1　決定年月日時　平成24年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで　岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第２７９号
岐阜県瑞穂市美江寺217番地　城前ハイツＡ―305号
債務者　渡邊よしみ
1　決定年月日時　平成24年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで　岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第２８６号
岐阜市本郷町１丁目６番地、住民票上の住所岐阜市薮田東２丁目８番19―301号カーサ薮田
債務者　北川　聡子
1　決定年月日時　平成24年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで　岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１５８８号
名古屋市名東区極楽５丁目135番地　極楽ハイツ107号、従前の住所名古屋市千種区神田町27番１号　グランドメゾン神田町Ｅ－２号
債務者　タイコーメンテナンスこと　竹川　孝治
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１５１号
三重県亀山市住山町905番地49　ル・ヴァンクレール１―202号室
債務者　奈須野　進
1　決定年月日時　平成24年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで　津地方裁判所破産係